

Information 健康福祉課

障がい者でなくとも所得税などの障害者控除を受けられる場合があります

所得税や町県民税について、満65歳以上で介護保険要介護認定者などの場合は、身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも障がい者に準じるものとして控除を受けられる場合があります。

この場合、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示する必要がありますので、対象となる人は健康福祉課で交付を受けてください。また、要介護度の高い人は、身体障害者手帳などを持っている人であっても、手帳よりも障害者控除対象者認定書を提示する方が有利になる場合があります。

■障害者控除対象者認定書について

次の(1)および(2)のいずれにも該当される場合、本人またはその扶養者に対し証明書を交付いたします。
 (1)令和7年12月31日現在、広野町に住民登録している人
 (2)満65歳以上の人で次の①または②に該当する人
 ①介護保険認定者で右表の「判断基準」を満たしている人
 ②6か月以上寝たきり状態で複雑な介護を要する人

※障害者控除対象者認定の「判断基準」

要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判断基準によって認定します。

控除区分	判断基準
障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「A」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「II」以上の人
特別障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「B」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「IV」または「M」の人

■認定書の交付について

「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項をご記入のうえ、広野町健康福祉課に郵送するか、または健康福祉課窓口（役場1階3番窓口）へ直接提出してください。郵便により申請される場合は、「切手を貼付した返信用封筒」と「申請者の身分証明書のコピー」の同封が必要となります。

申請書は健康福祉課窓口で配付するほか、広野町ホームページから印刷することもできます。

なお、閏序日（土曜日、日曜日および祝日）は窓口での交付はできませんのでご注意ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

■通知時期

令和8年2月下旬から順次発送

※1年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を早めることはできません。

◆医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。

◆医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、無くさないように大切に保管してください。

◆県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。

◆確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いします。

※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署などにお問い合わせください。

問 後期高齢者医療保険医療費のお知らせセンター ☎0120-101-622

受付日時 令和8年1月15日(木)～3月19日(木)
 の土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

受付日時 令和8年1月15日(木)～3月19日(木)
 の土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

■対象

令和7年1月～12月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療保険の被保険者

※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。

■内容

受診年月、医療機関などの名称、診療区分、医療費(10割)総額、自己負担相当額など

※傷病名、調剤名などの診療内容は、直接医療機関へお問い合わせください。

Information 総務課

広野町町営住宅などの入居者公募

広野町町営住宅などの入居者を募集しますので、入居を希望される方は、下記のとおり申込ください。

公募住宅の詳細

名 称	大平団地	マリンコーポ	桜田住宅（1号棟）
種 類	集合	集合	集合
間取り	2DK／2LDK	2LDK	3DK
構 造	RC造	RC造	RC造
空き戸数	6	2	6
建築年	昭和48年	平成8年	平成6年
階 数	2階建 メゾネット	3階 エレベータ無	5階 エレベータ無
所在地	折木大平地区	下浅見川桜田地区	下浅見川桜田地区
所得要件※	月額所得 15万8千円以下	月額所得 20万円以上	月額所得 15万8千円以上
その他	単身・ペット不可	単身・ペット不可	単身・ペット不可
家賃(入居時)	8,700円～14,600円	52,000円	33,000円～40,000円

※所得要件については、“(世帯全員の合計所得－控除額の合計) ÷ 12か月”といった算出式を用います。

入居申込方法

■申込資格

・原則として、同居親族（婚姻予定者を含む）があること。

ただし、次に該当する方は単身での申し込みが可能です（桜田住宅、マリンコーポを除く）。

▶60歳以上の方

▶障がい者（身体1～4級、精神1～2級など）

▶生活保護者

▶その他、条例で定める方

・住宅に困っていることが明らかな方。

・前年の世帯の合計所得が上記の表の所得要件内であること。

・過去に町営住宅などに入居していた際に滞納家賃など債務がないこと。

・過去に町営住宅などに入居していた際に住宅明け渡しの請求を受けたことがないこと。

・暴力団員でないこと。

■申込に必要な書類など

・入居申込書

・暴力団排除に関する誓約書

・困窮事項申告書（大平団地、虻木団地、広野原団地、大平未来団地の入居希望者のみ）

・世帯全員が記載されている住民票の写し（筆頭者、続柄が記載されているもの）

・令和6年度（令和5年分）の課税証明書および令和7年度（令和6年分）の課税証明書

・令和5年度納税証明書（住民税）

■申込受付期間

令和8年2月16日（月）～令和8年2月27日（金）
 窓口の受付は、午前8時30分～午後5時15分

■選考方法

書類審査後、希望する部屋に重複があった場合は公開抽選により入居者を決定します。

■入居抽選会および入居者説明会

令和8年3月中旬を予定しています。
 申込された方には、書類審査後、電話または文書にてお知らせします。

■入居可能時期

令和8年3月下旬を予定しています。

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。

「広野町」を検索

